

平成27年第2回 広島市議会臨時会提出案件

| 専決処分承認案 | その他の議案 | 計 | 報告 |
|---------|--------|----|----|
| 4件 | 1件 | 5件 | 2件 |

1 専決処分承認案

- (1) 広島市衛生関係手数料条例の一部改正について（平成27年3月31日専決処分）
（健康福祉局）

（主な改正内容）

第4次地方分権一括法による医療法の改正等に伴うもの

病院開設許可手数料を定める。

1件につき4万1,000円

施行期日 平成27年4月1日

- (2) 広島市国民健康保険条例の一部改正について（平成27年3月31日専決処分）
（健康福祉局）

（主な改正内容）

国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に関する保険料の基礎賦課総額の算定に係る特例を恒久化する。

施行期日 平成27年4月1日

(3) 広島市市税条例等の一部改正について（平成27年3月31日専決処分）（財政局）

地方税法の改正によるもの

（主な改正内容）

1 法人の市民税

均等割の税率区分の基準である資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合は、当該合算額を均等割の税率区分の基準とする等所要の措置を講ずる。

施行期日 平成27年4月1日

2 固定資産税

現行の土地の負担調整措置を平成29年度分まで継続する。

施行期日 平成27年4月1日

3 軽自動車税

原動機付自転車、2輪の軽自動車等に係る税率の引上げの時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に延期する。

施行期日 公布の日

(4) 広島市介護保険条例の一部改正
について（平成27年4月10
日専決処分）（健康福祉局）

介護保険法施行令の改正に伴うもの

所得段階が第1段階の者の介護保険料を
軽減する。

| 対象者（所得段階が第1段階の者） | 介護保険料（年額） | |
|--|-----------|----------|
| | 軽減前 | 軽減後 |
| ・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円以下 | 3万5,205円 | 3万1,685円 |

施行期日 公布の日

2 その他の議案

(1) 教育委員会委員の任命の同意に
ついて（企画総務局）

任期満了によるもの

同意を求める者

藤本 圭子（再任）

3 報告

(1) 専決処分の報告について
(道路交通局ほか)

道路の管理^{かし}瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理^{かし}瑕疵

7件 29万5,515円

交通事故

5件 73万4,410円

その他

1件 301万 814円

(2) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃の長期滞納者との即決
和解

3件

[追加提出予定案件]

(1) 監査委員の選任の同意について
(企画総務局)

任期満了によるもの